

白鷹町空き家付属農地の特例面積取扱基準

白鷹町農業委員会

(趣旨)

第1条 この基準は、人口減少、農家の高齢化、後継者不足により遊休農地が増加し、特に空き家に付属した農地の遊休農地化が進んでいることから、定住促進及び遊休農地の解消のために、白鷹町空き家バンクに登録された空き家に付属した農地(以下「空き家付属農地」という。)について、農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定に基づく農地の権利取得の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 空き家 白鷹町空き家バンク事業実施要綱(平成27年8月3日施行。以下「実施要綱」という。)第2条第1項第1号に規定する空き家をいう。
- (3) 空き家バンク 実施要綱第2条第1項第3号に規定する空き家バンクをいう。
- (4) 空き家付属農地 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年7月1日法第58号)第8条第1項第1号で定める農用地区域以外の農地で、空き家バンクに登録された空き家に付属し、1筆ごとに白鷹町農業委員会(以下「農業委員会」という。)が指定したものをいう。
- (5) 別段面積 農地法第3条第2項第5号の規定により農業委員会が定めた面積(平成23年6月27日第38回白鷹町農業委員会総会決定)をいう。
- (6) 特例面積 前号に規定する別段面積の特例で、空き家付属農地に限定して設定する面積をいう。
- (7) 総会 農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。
- (8) 遊休農地 農地法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(特例面積)

第3条 特例面積は、次に掲げるとおりとする。

1 アール以上30アール未満

2 前項の特例面積は、別段面積に優先して適用するものとする。

(適用条件)

第4条 前条に掲げる特例面積の適用にあたっては、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 1筆ごとを単位とし、適用する時点で全て又は一部が、遊休農地又は遊休農地になるおそれのある農地であること。
- (2) 農地の権利を取得しようとする者は、権利の取得の日から起算して5年以上、また、賃貸借契約により権利を取得する場合はその契約の期間、継続して空き家へ居住し、農地を耕作すること。
- (3) 農地の権利の移転及び権利設定については、空き家と農地の同時取得又は賃借の設定をすること。ただし、農業委員会が認めた場合はこの限りでない。

(空き家付属農地の申請)

第5条 空き家付属農地の申請者は、次のとおりとする。

- (1) 白鷹町空き家バンクに登録された空き家の所有者又は空き家が存する宅地の所有者
- (2) 白鷹町空き家バンクに登録された空き家の存する宅地の隣接農地の所有者

2 空き家付属農地として農業委員会の指定を受けようとするときは、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家付属農地指定申請書(様式第1号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

(空き家付属農地の指定)

第6条 空き家付属農地の指定に当たっては、空き家付属農地指定通知書(様式第1号)をもって申請者へ通知する。

(農地法第3条第1項に係る申請時の添付書類)

第7条 空き家付属農地の指定を受けた農地の権利を取得するときは、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請書(様式例第1号の1)
- (2) 空き家付属農地指定通知書(様式第1号)
- (3) 取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書(様式第2号)
- (4) 農用地利用計画書(様式第3号)
- (5) 空き家に居住することが確認できるもの。居住する旨の誓約書、売買契約書又は賃貸契約書の写し等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

(指定の解除)

第8条 農業委員会は、次の各号に該当するときは、その指定を解除するものとする。

- (1) 空き家付属農地が新たな所有者において所有権移転の登記が行われたとき
- (2) 空き家バンクの登録が取り消されたとき
- (3) 所有者等から指定の取り消し申し出があったとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当でないと認めるとき

(指定及び指定解除の方法)

第9条 農業委員会が対象農地を空き家付属農地として指定し、又はその指定を解除しようとするときは、総会の決定を経るものとする。

(指定通知及び告示)

第10条 農業委員会は、空き家付属農地を指定したとき又はその指定を解除したときは、速やかに告示するとともに申請者に通知し、ホームページその他の方法により周知するものとする。

(許可後の調査及び指導)

第11条 農業委員会は、この基準に従い許可した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

2 農業委員会は、この基準に従い権利を取得した農地を適正に耕作していないと認めた場合又は今後見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

(1 アール未満の空き家付属農地の取扱い)

第12条 1 アール未満の空き家付属農地は、「住宅の敷地に付随する土地において花きや野菜等の作物の栽培が行われている場合の農地法の適用について」(平成16年3月18日付農林水産省経営局長通知)により取り扱うものとする。

(その他)

第13条 この基準の施行に必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この基準は、平成31年1月25日から施行する。

白鷹町空き家付属農地の特例面積取扱基準細則

(趣旨)

第1条 この細則は、白鷹町空き家付属農地の特例面積取扱基準(以下「取扱基準」という。)に定めのない事項について必要な事項を定めるものとする。

(空き家付属農地の範囲)

第2条 空き家付属農地の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 空き家又は空き家の存する宅地の所有者又はその法定相続人が権利を有する農地
- (2) 宅地建物取引業法に基づく資格者が有する宅地に隣接する農地
- (3) 空き家に隣接する第三者の農地

(その他)

第3条 この細則に定めのない事項については、その都度農業委員会において別に定める。

附 則

この細則は、平成31年1月25日から施行する。